

1 事業名

所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正

2 事業の概要

ひとり親家庭等の医療費の助成に係る受給者を定義するため、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

県内の他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱（県）

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

議案第28号 所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(用語の定義)

第2条 略

2～7 略

8 この条例において「受給者」とは、市長から第5条第1項の規定により受給者証の交付を受ける次条に定める対象者をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭又は養育者の家庭に属する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

(1) 略

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2・3 略

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、そのひとり親家庭又は養育者の家庭に属する対象者について、受給者としない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(受給者証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、そのひとり親家庭又は養育者の家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項による申請があった場合において受給者証を交付しないことを決定したときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

(用語の定義)

第2条 略

2～7 略

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

(1) 略

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2・3 略

(所得の制限)

第4条 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としない。

(1)～(3) 略

2・3 略

(受給者証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(助成の範囲)

第6条 市長は、受給者の一部負担金に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を助成する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については助成の対象としない。

(助成の方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が市長の指定する医療機関等で受給者証を提示して医療を受けた場合には、規則の定めるところによりひとり親家庭等医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 略

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更等が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 略

(助成の範囲)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を助成する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については助成の対象としない。

(助成の方法)

第7条 略

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が市長の指定する医療機関等で受給者証を提示して医療を受けた場合には、ひとり親家庭等医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 略

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 略